

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十五号）（警察本部人身安全対策課）

### 一 趣旨

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第四十五号）が公布されたことによる規定の整備

### 二 内容

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の公布により、条例に規定されるストーカー行為の定義に係る引用条項の整備を行うものである。

### 三 施行期日

令和三年八月二十六日